

TaxFlash



負債資本比率に関する新たな規定

30 年以上にわたる所得税法下の規定を経て、財務大臣は 2015 年 9 月 9 日付けの財務大臣規則 No.169/PMK.010/2015 (以下「PMK 第 169 号」) の公布を通じ、税額計算目的における負債資本比率に関する実施細則を遂に公布しました。当該実施細則は 2016 会計年度から適用されます。

負債資本比率は、インドネシアで設立された、もしくはインドネシアに居住し、資本が株式により構成される法人納税者に適用されますが、例外として以下の事項が挙げられます。

適用除外者

PMK 第 169 号では、以下の納税者に対し負債資本比率の適用が除外されることが規定されています。

- a. 銀行
- b. 金融機関
- c. 保険会社および再保険会社
- d. 生産分与契約(Profit Sharing Contracts)、作業契約(Contract of Works)または鉱業協力契約(Mining Cooperation Agreements)下における石油およびガス鉱業、一般鉱業、並びにその他の鉱業、および負債資本比率を独自に規定する条項を含む関連契約/合意下における産業に従事する納税者。関連契約/合意がそのような条項を含まない場合、または関連契約/合意の期限が経過した場合、該当する納税者は 4:1 の負債資本比率の適用対象となる。
- e. 所得の全額が源泉分離課税(final tax)の対象である納税者
- f. インフラ産業に従事する納税者

負債資本比率の詳細

4:1 の単一比率が一律で適用され、これは資金調達費用を全額控除するために認められる負債金額は資本金額の 4 倍に制限されることを意味します。資本金額の 4 倍を上回る負債金額については、調達費用の控除額が調整されます。

負債該当項目

以下の項目が負債のカテゴリーに該当します。

- a. 長期負債
- b. 短期負債
- c. 利付仕入債務

また、第三者に対する負債と関連者に対する負債との違いはありませんが、関連者からの借入による資金調達費用の控除の可能性については、負債資本比率の規定に加えて、依然として独立企業間の原則に依拠することが言及されています。

資本該当項目

PMK 第 169 号では、資本は以下の通りに定義されます。

- a. 現行の会計基準に基づき、資本の部に記載される全ての項目、および
- b. 関連者からの無利子融資

資金調達費用該当項目

資金調達費用は以下を含む全ての資金コストと定義されます。

- a. 借入金の利子
- b. 借入金に関連する割引(ディスカウント)及び割増(プレミアム)
- c. 借入の取り決めに関連するその他のコスト
- d. リースアレンジメントにおける資金調達費用
- e. 保証料
- f. 上記の (a) から (e) における外貨建て調達による為替差損益

税額計算における負債資本比率の適用方法

負債資本比率の計算目的における負債金額は、会計年度またはその一部の期間における月次平均負債残高です。

同様に、負債資本比率の計算目的における資本金額は、会計年度またはその一部の期間における月次平均資本残高です。資本残高がゼロまたはマイナスとなる場合は、納税者の資金調達費用の全額が控除できなくなります。

実際の負債資本比率が 4:1 を超える場合、控除可能な資金調達費用は 4:1 の比率に基づく許容額に調整されます。一方、実際の負債資本比率が 4:1 を下回る場合については、その具体的な処理は言及されていません。

所得の一部が源泉分離課税の規定に従う場合、納税者はまず負債資本比率を計算し、それを資金調達費用全額に適用し、控除可能な調達費用を求める、そして所得の源泉分離課税分と非源泉分離課税分の割合に基づき按分して控除額を調整しなければなりません。

ただし、負債の一部が非課税所得の獲得に利用された場合、当該借入金およびその関連調達費用は負債資本比率の計算前に除外されます。

詳細な計算例は PMK 第 169 号の付属文書をご参照ください。

オフショア・ローンの報告要件

オフショア・プライベート・ローンを組んでいる納税者は、当該ローン金額について国税総局(DGT)に報告しなければなりません。報告を怠った場合は、関連調達費用の控除は認められません。報告の具体的方法やその他の詳細は別途、個別の国税総局規則にて規定される予定です。

負債資本比率の適用は2016会計年度から始まりますが、納税者におかれては、現行の資金調達アレンジメントにおける将来的な調達費用控除の可能性に関するPMK第169号の潜在的影響について、要点を再度見直されることをご提案いたします。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwC の御社担当までお気軽にご連絡ください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhung Phan
ay.tjhung.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh
felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com



www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.